

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行																									
別表					別表																									
1・2 [略]					1・2 [略]																									
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>事 務</th><th>名 称</th><th>額</th><th>徴収時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 46 の7</td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>46 の8</td><td>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第137条の12</u> 第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td><td>既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料</td><td>1件につき 28,000円</td><td>認定申請のとき。</td></tr> <tr> <td>46 の9</td><td>建築基準法施行令<u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td><td>既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料</td><td>1件につき 28,000円</td><td>認定申請のとき。</td></tr> <tr> <td>46 の 10 ～ 86</td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					番号	事 務	名 称	額	徴収時期	1 ～ 46 の7	[略]				46 の8	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12</u> 第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。	46 の9	建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。	46 の 10 ～ 86	[略]				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期																										
1 ～ 46 の7	[略]																													
46 の8	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12</u> 第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。																										
46 の9	建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。																										
46 の 10 ～ 86	[略]																													
備考 1～14 [略]					備考 1～14 [略]																									

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 建築基準法施行令の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（大規模の修繕又は大規模の模様替）</p> <p>第137条の12〔略〕</p> <p>2 法第3条第2項の規定により法第22条第1項又は法第62条の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第137条の12〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>3 法第3条第2項の規定により法第23条の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>4 法第3条第2項の規定により法第25条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>5 法第3条第2項の規定により法第25条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模</p>	<p>〔新設〕</p>

様替とする。

6 法第3条第2項の規定により法第25条（屋根に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

7～10 [略]

11 法第3条第2項の規定により法第43条第1項の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

12 法第3条第2項の規定により法第44条第1項の規定の適用を受けない建築物についての法第86条の7第1項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

13・14 [略]

[新設]

2～5 [略]
6 [同左]

7 [同左]

8・9 [略]

【施行日】令和7年11月1日